

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する

児童福祉施設等の範囲について（周知）

計 3 枚（本紙を除く）

Vol. 1 2 5 1

令和 6 年 4 月 1 2 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和6年4月12日

各都道府県・市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等の範囲について（周知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条第1項及び同項の規定による建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項においては、採光の基準の対象となる住宅等の建築物及びその基準を定めているところであり、当該建築物には、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項の規定に基づき市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、同項第1号ロに定める第一号通所事業（支援を必要とする高齢者を通わせ日常生活上の支援を行う事業。以下「第一号通所事業」という。）を行う老人デイサービスセンターが含まれている。

令和5年12月、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である。」とされたところ。

これを受け、第一号通所事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号に定める基準に従って行うもの（以下「従前相当サービス」という。）を除く事業（いわゆる多様なサービス）のみの実施を目的とする施設は老人デイサービスセンターではないため、建築基準法施行令第19条第1項に規定する建築物に当たらないことを明確化するので、各市町村の介護保険主管部（局）におかれては、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）との緊密な連携のもと、制度の運用に当たられるようお願いする（本事務連絡の内容については、別添のとおり、国土交通省住宅局建築指導課から特定行政庁あて周知を行っているところ。）。

なお、現在、従前相当サービスについても、多様なサービスと利用対象者及びサービス・活動の内容及び提供時間等は同様であること、多様なサービスと同様に市町村がその実施基準を定めるものであることから、従前相当サービスの実施を目的とする老人デイサービスセンターにおいても、建築基準法第28条第1項に基づく採光のための窓その他の開口部に係る規制を設ける必要がないため、多様なサービスと同様に建築基準法における採光の基準の適用対象外とし、市町村の判断で総合事業の充実に取り組むことができるよう、国土交通省住宅局との協議を行っていることを申し添える。

総合事業における第一号通所事業（通所型サービス）と 建築基準法に定める採光の基準との対応関係について

○ 介護保険法に基づき、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等を通わせ、日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下「通所型サービス」という。）の実施に係る建築基準法に基づく採光の基準についての取扱いについては、下表のとおり整理される。

	従前相当サービス	多様なサービス		
		サービス・活動 A	サービス・活動 B	サービス・活動 C
人員・設備・運営基準	旧介護予防通所介護に相当する基準の例により市町村が定める基準 （省令第140条の63の6第1号）	サービスの内容等を勘案し市町村が定める基準		
サービス・活動内容（例）	旧介護予防通所介護と同様のサービス	ミニデイサービス 運動、レクリエーション	有償・無償のボランティアや 住民の活動団体等による 体操や運動等の実施	3月以上6月以下の期間を定めて 保健医療専門職により提供される 生活機能改善のための運動器機能 向上や栄養改善等のプログラム
利用対象者	居宅要支援被保険者・事業対象者	居宅養親被保険者・事業対象者 継続利用要介護者		
実施方法	事業者指定 （法第115条の45の3）	直接実施・委託 ・事業者指定	補助・助成 （省令第140条の62の3第1項第2号）	直接実施・委託
実施施設	老人デイサービスセンター等	第一号通所事業を実施するために必要な広さを有する施設		



※多様なサービスと利用対象者、サービス・活動の内容・提供時間等は同様であること、多様なサービスと同様に市町村がその実施基準を定めるものであることから、従前相当サービスの実施を目的とする老人デイサービスセンターについても建築基準法における採光の基準の適用対象外とする方向で検討

（参考）

国 住 指 第 6 5 号
令 和 6 年 4 月 1 9 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等の範囲について

令和5年12月、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における中間整理において、「地域の商業施設等がより総合事業に参画しやすくするための取組み（当該事業が行われる居室の採光のあり方）の検討を進めることが必要である。」とされたことを踏まえ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等の範囲について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、各市町村の介護保険主管部（局）との緊密な連携のもと、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関の長に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関の長に対しても、この旨周知していること、各市町村の介護保険主管部（局）に対しては、別添により厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課から周知していることを申し添える。

記

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項の規定に基づき市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、同項第1号ロに定める第一号通所事業（支援を必要とする高齢者を通わせ日常生活上の支援を行う事業。以下「第一号通所事業」という。）であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号に定める基準に従って行うもの（いわゆる従前相当サービス）を除く事業（いわゆる多様なサービス）のみの実施を目的とする施設は、老人福祉施設に該当せず、建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等に当たらないため、採光の基準が適用されない。